

岩手県告示第491号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、漁船損害等補償法の規定による付保義務の発生のための同意の認定（令和2年岩手県告示第608号）で告示した宮古加入区についての指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、消滅した。

令和6年10月1日

岩手県知事 達 増 拓 也